

専門ワーキング・グループの設置について

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム設置要綱第7条第1項に基づき、本フォーラムに以下の2つの専門ワーキング・グループを設置することを提案します。

- ① 初等中等教育専門ワーキング・グループ
- ② 高等教育専門ワーキング・グループ

(検討内容)

添付資料2「今後の検討について」の1に記載の以下の検討を行い、運用指針の令和2年度版の増補として加えられるものと令和3年度版に加えるものとに分けて順次とりまとめる。

「授業の目的に鑑み、著作物の全体の利用が不可欠な場合は当該著作物の全部とすること」、「論文」、「コースブック」、「小部分」としている著作物であっても、著作権者の権利を不当に害しない範囲で、授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において「全部」利用できることもあり得る」例示、「小部分」の例示などについて、設置する専門ワーキング・グループで検討し、令和2年度版の増補として加えられるものと令和3年度版に加えるものとに分けて順次とりまとめる。

(構成員)

両専門ワーキング・グループとも構成員は10人程度に留め、教育側の立場及び権利者の立場で、それぞれ現場の実情に精通している構成員が概ね同数となるようにする。